

第86号議案

府中市空家等対策協議会条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和5年9月1日

提出者 府中市長 高野律雄

(説明)

空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号）の一部改正に伴い、所要の改正を行うものであります。

府中市空家等対策協議会条例の一部を改正する条例

府中市空家等対策協議会条例（平成28年3月府中市条例第11号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第7条第1項」を「第8条第1項」に改める。

付 則

この条例は、空家等対策の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律（令和5年法律第50号）附則第1条本文に規定する政令で定める日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行する。

参考

府中市空家等対策協議会条例新旧対照（抜粋）

(_____は、改正部分)

新	旧
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号）<u>第8条第1項</u>の規定に基づき、府中市空家等対策協議会（以下「協議会」という。）を設置し、その組織に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p><u>付 則</u></p> <p><u>この条例は、空家等対策の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律（令和5年法律第50号）附則第1条本文に規定する政令で定める日又はこの条例の公布の日いづれか遅い日から施行する。</u></p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号）<u>第7条第1項</u>の規定に基づき、府中市空家等対策協議会（以下「協議会」という。）を設置し、その組織に関し必要な事項を定めるものとする。</p>